

## 第1回小樽市保育所の在り方検討委員会 会議概要

日 時 : 平成20年9月29日(月) 18:00~19:30(1時間30分)  
場 所 : 小樽市役所本館2階 市長応接室  
欠席委員 : なし  
事 務 局 : 福祉部長、福祉部次長、福祉部主幹(保育施設担当)、  
子育て支援課長、子育て支援課保育係長

(注) 発言にかかる委員の個人名は表記していません。

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 事務局                     | <p>本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。<br/>それでは、会議に先立ちまして山田市長より委嘱状をお渡ししたいと思います。<br/>各委員席の前に市長がまいりますので、自席で委嘱状をお受け取り願います。</p>  |
| <p>(市長から各委員へ委嘱状を交付)</p> |  |
| 事務局                     | <p>それでは、開会に先立ちまして、山田市長よりごあいさつ申し上げます。</p>   |
| 市 長                     | <p>一言、ごあいさつ申し上げます。このたびは、皆様におかれましては、小樽市保育所の在り方検討委員会委員をお願いいたしましたところ、大変お忙しい中、快くお引受けいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日ごろから小樽市の福祉行政につきまして、お力添えをいただきまして厚くお礼申し上げます。</p> <p>御承知のとおり、少子高齢化が全国的に問題になっている中で、小樽市におきましても、年間の出生数が800人前後まで減少しておりまして、少子化が急速に進行しております。</p> <p>このことは、将来に深刻な影響を与えることが懸念されておりまして、国は平成15年7月に「次世代育成支援推進法」を制定いたしまして、少子化対策への取組を推進しております。</p> <p>市といたしましても、明日の小樽を担う子どもたちが、健やかに育つことができる社会、また、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目指しまして、平成17年3月に「おたる子育てプラン」を作成いたしまして、子育てと仕事の両立支援に加え、専業主婦家庭への子育て支援、児童虐待防止など総合的な子育て支援に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、保育所の役割につきましても、これまでは、保育に欠ける子どもの保育とその子どもの保護者を支援するものでありましたが、これからは保育所を利用していない子どもや保護者を含めたすべての子育て家庭への支援が求められている状況であります。</p> <p>そうした状況の中でありまして、小樽市では市立保育所が6か所、民間保育所が14か所の計20か所の認可保育所がありますが、子どもを取り巻く状況や社会情勢の動向、さらには、出生数や保育需要の動向、施設の老朽化などを基に市内の認可保育所の在り方につきまして、総合的に御検討いただくとともに6か所の市立保育所の規模や配置についても検討いただきたいと思いますと思っております。</p> <p>委員の皆様には、いろいろなお立場から小樽市の保育所の在り方につきまして、忌たんのない御意見をいただきまして、その意見を基に、市といたしまして、市立保育所の</p> |

規模や配置についての計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局

以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。

なお、山田市長におかれましては、この後公務がありますので、ここで退席させていただきます。

それでは、ただいまから第1回小樽市保育所の在り方検討委員会を開催いたします。まず、初めに改めて委員の方を御紹介させていただきます。

(委員紹介)

次に、事務局を御紹介させていただきます。

(事務局紹介)

それでは、ただいまから議題に入らせていただきます。

議題1 委員長、副委員長の選出であります。皆様にお配りしております資料の2ページに検討委員会設置要綱がございます。この中の第5条に基づきまして、本会の委員長、副委員長を委員の皆様の互選で決めさせていただきたいと思っております。

なお、互選された委員長につきましては、第6条に基づきまして会議の議長となることとなっております。どなたか御発言をお願いします。

委員

事務局に何か腹案はありますか。

事務局

事務局といたしましては、委員長に片桐委員、副委員長には野村委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(各委員「異議なし」)

それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、片桐委員に委員長を、野村委員に副委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

正面の委員長席にお着き願います。

それでは、委員長から一言ごあいさつをお願いいたします。

委員長

先ほど市長からお話がありましたとおり、これからの小樽市の保育施策を考えていく会となっております。長丁場になるかと思っておりますが、皆さんの忌たんのない御意見をお聞かせいただいて、りっぱな意見を市長に示したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局

それでは、委員長、よろしくお願い申し上げます。

委員長

議題2の会議の運営方法についてですが、これについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

第1回目の検討委員会ということですので、会議の運営方法につきまして、事前に御承認いただきたいことがありますので、御理解いただいた上で会議を進めていきたいと考えております。

本日お配りしております資料2～3ページに本委員会の要綱、また、5ページにはスケジュールを掲載しております。

これらを基本として、会議を運営してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど担当から説明させていただきますが、会議は来年12月まで計9回程度を予定しております。

会議は、原則公開とさせていただきたいと思いますが、傍聴される方が写真撮影や録音等をすることは禁止しております。これについては、小樽市議会傍聴規則に準じて作成しておりまして、自由な意見交換が阻害されないようとの措置であります。

また、会議を公開しておりますので、委員会の会議内容や各委員のお名前や役職につきましても、基本的には公開していきたいと考えておりますので、御了承をいただきたいと思っております。

以上、会議の運営方法につきまして、事前に御了承をいただいた上で、進めていきたいと考えております。以上です。

委員長

この会議の運営方法、スケジュールについて説明がありましたが、資料の4ページ、5ページにあるところです。

この委員会で、どういうことを検討して、どういったタイムスケジュールで進めていくかということが、わかりやすく書いてあると思いますが、この件について何か御意見、御質問等ございますか。

(意見・質問特になし)

委員長

第1回の会議から来年の12月までの長いタイムスケジュールですので、これから随時、質問があれば質問していただくという形にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(各委員「異議なし」)

委員長

議題3に入ります。議題3は、本日配布されております資料の説明となります。かなりの分量ですけれども、本日は、この資料の説明が主たる内容になるかと思っております。皆さんで情報・状況等を共有して、今後の議論に役立てていこうという趣旨です。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料について説明させていただきます。

資料は、2種類ありまして、資料1と資料2(関係法令・条例等)の2種類の資料となっております。

まず、資料1ですが、表紙を開いていただきますと目次があります。1委員名簿から29人口の将来見通しまで、1ページから40ページまでとなっております。そのうち、28ページの位置図については、A3版横の大きなものとなっております。

資料2ですが、これも表紙を開いていただきますと目次がありまして、1児童福祉法(抜粋)から7小樽市児童福祉法施行細則まで、1ページから55ページまでとなっております。御確認をお願いいたします。

それでは、資料1の説明に入らせていただきます。

1ページは、委員名簿です。先ほど御紹介させていただきましたが、委員の皆様の名簿です。五十音順となっております。

当初は、市民公募委員を2名予定しておりまして、全体で10名を予定しておりましたが、市民公募委員が1名ということで、9名となっております。

2ページは、本委員会の設置要綱です。第1条は設置要綱ということで、この委員会の目的を記載しております。

先ほど、市長からもお話しいたしました。この委員会は、子育てをしている人が安心して働くことのできる保育環境の整備充実及びすべての子育て家庭への様々な子育て支援サービスの充実を図るために、市内認可保育所の在り方について総合的に検討を行うとともに市立保育所の規模や配置の在り方について検討を行うことを目的とした委員会であります。

第2条任務、第3条組織等、第4条任期とありまして、皆さんの任期は、委嘱の日、本日から検討結果を市長に報告した日までとさせていただきます。

第5条委員長及び副委員長、第6条会議と続き、3ページへ行きます。第7条意見聴取及び資料提出、第8条庶務、第9条補則となっております。

第6条第5項で会議は公開とし、第6項に傍聴に関する記載がありまして、小樽市議会傍聴規則の例によるとありますので、参考に設置要綱の後に小樽市議会傍聴規則を載せております。傍聴規則の中で、議長は委員長に、議員は委員に読み替えていただきたいと思っております。

4ページは、この検討委員会も含めました市立保育所の規模・配置に関する計画の進め方の流れを予定ですが記載しております。この検討委員会から、来年12月を目途に検討結果の報告をいただき、その後、市といたしまして計画案の原案を策定し、パブリックコメント、保護者、関係者等の説明を経て、計画策定、計画の実施という流れであります。

5ページは、この検討委員会のスケジュールをお示ししております。本日、第1回目の委員会ということで、今後、2か月に1回程度のペースでお集まりいただき、議論をいただきたいと思っております。9回程度の会議を予定しており、報告時期についても来年12月末を目途としておりますが、これは固定したものでありませんので、議論の進み方によりまして、委員会としてお決めいただいて構わないものであります。

6ページから8ページにかけては、保育所制度の解説ということで、保育所とはどういうものなのかというのを簡単にまとめております。6ページは、沿革ということで、わが国では、明治27年に個人で始めた託児所が最も古いとされており、その後、昭和22年の児童福祉法制定に伴いまして、託児所から保育所として位置付けられております。保育所の目的としては、保育所は、保護者が働いたり病気などのため、家庭において十分保育することができない児童、児童福祉法では保育に欠けると表現しておりますが、この保育に欠ける児童を保護者に代わって保育することを目的とする施設であります。

7ページは、保育所の設備と運営ということで、児童福祉施設最低基準というものが児童福祉法に基づき厚生省令で制定されてありまして、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室などの施設の面積、職員配置として、0歳児は3人に1人以上、1・2歳児は6人に1人以上、3歳児は20人に1人以上、4・5歳児は30人に1人以上という保育士の数などが定められております。

保育所運営の財源については、児童福祉法の公費負担、補助等の規定が適用になりまして、その内容としては、施設整備費と運営費に大別されますが、保育所の新設、改築等については、社会福祉法人、日本赤十字社、社団・財団法人が設置する保育所の施設整備については、国の方から次世代育成支援対策施設整備交付金が交付されまして、国の交付額の2分の1を市が補助するという仕組みになっております。

御承知の方もいるかと思いますが、建築後40年を経過する真栄保育所は、今年の4

月1日に市から社会福祉法人小樽四ツ葉学園に移譲いたしまして、四ツ葉学園が民間保育所として、この交付金を活用しまして、現在、勝納町の国道5号線沿いにあります雇用促進住宅の隣の測候所跡地に現在新しい保育所を建設中であります。来年3月の下旬には完工しまして、4月1日から新しい保育所で保育を開始する予定であります。

8ページは、運営費についてですが、民間保育所については、国が2分の1、道が4分の1、市が4分の1の割合で負担するものとされておりまして、国で児童の年齢区分、定員規模などにより児童1人当たりの単価が決められております。保護者が支払う保育料というのは、市立であっても民間であっても、市の規則で定められた額になりまして保育料は全額、市の歳入になり、国の保育単価に児童数をかけた金額を市から各民間保育所の方に運営費として毎月お支払いしております。そして、国と道の負担分は市の歳入になるという形になっております。ですから、民間保育所は、基本的には国の単価に児童数をかけた金額、運営費負担金の範囲内で運営していただくことになりまして、市立の運営費は一般財源化されまして、地方交付税で措置をするということになっておりますが、基本的には、自治体が負担することになっております。

次に、保育の実施ということで、保育所は、政令に定める基準に従いまして市の条例に定める保育に欠ける児童を入所させる施設でありまして、無条件に入れるものではありません。小樽市では、保育の実施に関する条例で、保育の実施基準を定めておりますが、親が働いている、妊娠中又は出産後間がない、精神又は身体に障害を持っているなどの理由があり、かつ同居する親族がその子どもを保育することができないと認められる場合、保育に欠けるということで保育所に入所できる条件として規定しております。

次に、保育所の設置認可についてですが、市町村は都道府県へ届出、市町村以外の方は、都道府県の認可を経て、保育所を設置することができます。現在は株式会社でも保育所を設置できることになっております。

9ページは、保育所への入所の円滑化ということで、これは定員を超えて児童を保育所に入所させることができるということで、4月1日は定員の15%増、9月末までは定員の25%増の児童を入所させることができますし、10月以降は制限がなくなります。ただし、保育室の面積、保育士の数などは、国の最低基準を守らなければなりませんので、その範囲内で定員を超えて児童を受け入れることができることになっております。

10ページは、待機児童の定義ということで、これは平成14年度に国の待機児童に対する考え方が変わりました。これ以前は入所の申込をして、実際に入所していない児童はすべて待機児童ですという定義でしたが、平成14年度に定義が改正になりまして、他に入所可能な保育所があり、通常の交通手段で20分～30分で通える保育所があるのにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している場合は、待機児童に含めないということになりました。平成14年度以降は、小樽市では待機児童はゼロということで、国に報告しております。

11ページから15ページまでは、保育所保育指針の改定ということで、この保育指針は、昭和40年に保育のガイドラインとして制定されまして、平成2年、平成12年の改定を経て、今回、3回目の改定が行われ、来年4月1日から施行される予定であります。この保育指針というのは、保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたもので、全国の認可保育所が公立民間を問わずに、一定の水準を維持するという仕組みであります。

子どもの育ちや保護者をめぐる環境が変化してまいりまして、保育所への期待が年々高まってきており、その中で、質の高い養護と教育が強く求められておりまして、更なる保育の質の向上をめざして、保育の内容の改善充実を図るために今回改定されたものです。詳細についての説明は省略させていただきますが、大きな改正点で言えば、これまでの局長通知から大臣告示となり、遵守すべき法令として位置付けが重くなったといえますか強くなったといえますか、そういう形になっております。

また、保育所の役割を明確にし、養護と教育を一体的に行うということを特性としまして、保育所に入所する子どもと保護者に対する支援に加え、地域のすべての子育て家庭への支援を行うことが、努力義務ではありませんが明記されております。

16ページは、認可保育所の一覧ということで、市内には市立保育所が6か所、民間保育所が14か所あります。それぞれの保育所名、住所、定員、設置者を載せております。真栄保育所については、先ほどもお話しいたしましたが、今年の3月31日までは市立保育所として運営しておりまして、今年の4月1日に小樽市から社会福祉法人小樽四ツ葉学園に移譲しまして、民間保育所として運営しております。また、中央保育所については、昭和57年4月1日に小樽市が設置し、運営を設置当初から小樽四ツ葉学園に委託しておりましたが、これを平成17年4月1日にこれまで公設民営だったものを正式に移譲しまして、民設民営の民間保育所になっている状況です。

17ページは、認可保育所の施設の状況ということで、20か所の認可保育所の建築年月、構造、階数、面積などを載せております。建築年月を見ても、市立民間を問わず、昭和40年代50年代に建設され、建設後30年から40年経過している建物が多いという状況であります。

18ページは、認可保育所入所児童数ということで、今年の4月1日現在の保育所ごとの歳児別の入所児童数を載せております。市立は6か所、定員535人に対して入所児童数415人で入所率は77.6%、民間が14か所、定員995人に対して入所児童数994人で入所率99.9%、合計で定員1,530人に対して、入所児童数1,409人で入所率92.1%となっております。

なお、9月1日現在の入所状況ですが、資料はお示ししておりませんが、市立は39人増えて入所児童数454人で入所率84.9%、民間が81人増えて入所児童数1,075人で入所率が108.0%、合計で120人増えて入所児童数1,529人で入所率99.9%となっております。

19ページは、認可保育所の入所児童数の推移ということで、昭和53年から平成20年までの各4月1日現在の定員、入所児童数、入所率、待機児童数を載せております。昭和50年代は、入所児童数が1,500人前後ありまして、定員も1,700人程度まで拡大いたしましたが、昭和60年代から平成に入り平成5年まで入所児童数が減少傾向にあり、1,100人位まで減少しまして、定員もそれに伴い1,390人まで減らしております。平成6年以降、入所児童数が増加傾向にあり、1,400人を超えるような状況になり、定員もそれに合わせて少しずつ増やしまして、現在の1,530人となっております。待機児童数ですが、平成14年以降の数字は、国の定義が改正される前の定義をカッコ内で示しております。

20ページは、入所率・入所児童数・待機児童数の状況ということで、平成16年度から今年度までの4月1日、10月1日、3月1日のそれぞれの状況を市立民間別に載せております。4月1日と翌年3月1日の児童数を見ますと、だいたい毎年200人程

度は増えておりまして、年度途中で入所する児童が全体で200人程度いるということになります。3月1日現在の入所率を見ても、民間が100%を超え115%程度、市立の方は100%を切っておりまして、90%前後という状況にあります。待機児童数を含めた入所希望率を見ても、市立よりも民間の方が高い状況にあるということになります。

21ページは、定員の変更経過ということで、昭和59年から現在までの定員を保育所別に載せております。先ほど、入所児童数の推移のところでもお話をしましたが、昭和59年は全体で1,700人だった定員を入所児童数の定員に合わせまして、段階的に減らしていき、平成7年には1,390人になりましたが、入所児童数の増加に合わせて、段階的に増やしまして、現在の1,530人になっている状況であります。

22ページは、特別保育事業の実施状況ということで、各保育所で実施しております特別保育事業について、事業実施年度を入れております。0歳児保育については、産休明け保育が市立3か所、民間12か所の計15か所、生後6か月保育が市立1か所、民間1か所の計2か所、障害児保育が市立4か所、民間2か所の計6か所、ただここで、民間の中で中央保育所は17年度から19年度、相愛保育所は15年度から19年度とカッコ書きしておりますのは、この2か所の保育所については、19年度まで実際に障害児保育を実施しては、それぞれ19年度でその子どもが6歳になりまして、4月1日には卒園されておりますので、平成20年度は2か所減りまして6か所ということで記載しております。延長保育は、市立2か所、民間4か所の計6か所、一時保育は民間2か所、地域活動事業は、市立3か所、民間6か所の計9か所で行っております。休日保育事業については、昨年8月から市が委託する形で民間1か所で行っております。民間保育所での特別保育事業の実施に対しては、市が補助金を支出しております。また、真栄保育所では、来年度から保育所が新しくなったときに、産休明け保育、延長保育、一時保育を新たに実施する予定であります。

23ページは、それぞれの特別保育事業の内容と平成19年度の実績を載せております。一時保育は、1日当たりの平均利用児童数は、民間2か所で5.2人となっております。延長保育は、1日当たりの平均利用児童数は、市立2か所、民間4か所の計6か所で38人、1か所当たり1日平均6人程度の利用状況となっております。産休明け保育は、市立3か所、民間12か所の計15か所で、延べ定員1,188人に対し、延べ入所児童数1,719人と定員の約45%増の状況となっております。休日保育は、民間1か所で1日当たりの平均利用児童数は、5.3人となっております。障害児保育は、市立5か所、民間3か所の計8か所で11人おります。地域活動事業としては、世代間交流として、市立3か所、民間3か所、異年齢児交流として民間3か所で行っております。

委員長      ここで1回区切りまして、ここまでの事務局の説明で質問等がありましたら、お願いします。

委員          入所児童が市立よりも民間の方が多いようですが、何か理由があるのですか。

事務局      入所の申込を受けるときに、第1希望、第2希望、第3希望と希望を聞きます。保育所を利用される方は、自宅に近いところか職場に近いところか通勤途中で便利の良いところなどを希望されると思いますが、結果として民間を希望される方が多いのではないかと考えております。第1希望の保育所が他に希望が多ければ、優先順位で第1希望が

無理であれば第2希望、第3希望となりますが、立地条件などがあると思います。

委員 中身が悪いとかそういうことはないのですか。

事務局 決してそういうことはありません。

委員 待機児童の定義が変わったとのことですが、実際に保護者の方でやむを得ず他の施設に入ったり、家族で見ているなどの児童の数というのは、小樽市では何人くらいいるのですか。

事務局 19ページの待機児童数のかっこ書きの数字が4月1日現在で、特定の保育所を希望されて待機している児童の数になります。

委員 これは、必ずしも保育所以外の施設に入所しているということではないのですか。

事務局 待機している間、どうされているかまでは把握しておりませんが、お待ちになっているのではないかと思います。

委員 それに付随して、待機している児童で、希望は例えば中央部に多いとかということはわかりますか。

事務局 市の東部、新光、桜方面がどちらかというときが多い状況です。

委員 札幌に近い方ということですね。

事務局 中央部もありますが、傾向として東部の方が多いという状況です。

委員 22ページの特別保育事業で、民間ではほとんど産休明け保育を実施していますが、市立では実施していないところもあります。これはスペースの問題とかあるのですか。

事務局 産休明け保育を実施するためには、施設的に整備しなければならないこともありますので、半分の3か所での実施になっております。

委員 障害児保育で、受け入れたい気持ちはあっても、施設面とか障害の程度によると思いますが、その辺の条件整備がある程度整っているところはありますか。

事務局 保育所で障害児を受け入れる状況ですが、保育所で施設的に専用のスペースですとか専用の施設を整備することはなくて、そのために保育士を加配するということで対応することになっております。障害の程度によって保育士1人で児童1人を見る場合、児童2人を見る場合など、程度によって加配の人数が変わってくるようになります。

委員 特別保育事業に対するニーズは大きいのですか。

事務局 延長保育のニーズが高くなっていると思います。小樽市の場合は7時までの1時間延長ですが、時間ももう少し遅くというニーズも高いと思います。休日保育についても、そういうニーズがありまして、昨年8月から中央保育所に委託して実施しております。あと、産休明け保育もニーズは高くなってきておりまして、定員を超えて各保育所で受け入れている状況です。

委員長 ほかに質問はありますか。なければ、引き続き説明をお願いします。

事務局 24ページから、説明させていただきます。24ページは子育て支援事業の状況ということで、まず、地域子育て支援センターは保育所を利用していない子育て家庭を含め



た地域の子育て支援の拠点施設として、平成13年4月に「げんき」を市立奥沢保育所に併設し、平成14年に市立赤岩保育所の改築に合わせて、保育所内に「風の子」を開設しており、育児相談、開放事業、子育て講座、町内会館に出向き遊びの広場を開設する「げんきがまちにやってくる」という事業や子育てサークル支援などの事業を実施しております。

また、「わくわく広場」を平成17年4月に朝里幼稚園で開設しており、「あそびの広場」を平成17年10月に「げんきいんぜにばこ」というボランティアグループが銭函市民センターを利用して開設しており、それぞれ子育て相談、開放事業、子育て講座、親子ふれあい講座などの事業を実施しております。

25ページは、認可保育所の運営経費ということで、市の負担経費は、平成19年度決算額で真栄保育所を含めまして7か所で、657,636千円、1か所当たり93,948千円、民間が13か所で、971,320千円、1か所当たり74,717千円となっております。

民間保育所に対する経費として、市の負担経費から国が定める保育料の基準額を差し引いたものの2分の1を国が、4分の1を道が負担しております。国の負担額が357,689千円、道の負担額が173,845千円の合計で521,534千円となっております。市立保育所に対する経費については、地方交付税で措置されておりますがこの地方交付税の計算は、非常に複雑な計算となっております。はっきりと7か所でいくらかという額をお示しすることはできませんので、記載しておりません。

また、保育料についてですが、国が定める保育料の基準額よりも、小樽市の場合は22%程度軽減しております。この軽減率については、以前は40%程度軽減しておりましたが、平成16年度、平成17年度、平成18年度の3か年で、道内10市の平均軽減率まで引き上げております。国の基準から見ますと22%ほど安くなっておりまして、全道人口上位10市の平均は、23.46%となっております。保育料の滞納については、平成19年度で21,000千円程度ありまして、収納率は93%となっております。

26ページは、認可外保育施設の状況ということで、この認可外保育施設というのは、児童福祉法第35条第4項の都道府県知事の認可を受けていない施設ですが、児童福祉法第59条の2で、都道府県知事に届出が必要という施設になっております。市内には、認可外保育施設が7か所、事業所内保育施設が2か所、病院の院内保育施設が8か所で合計で300人弱の児童がいるという状況であります。認可外保育施設は、利用者との直接契約で利用者からの保育料収入によって運営されております。事業所内保育施設、院内保育施設は、職員確保の観点からそれぞれの事業所、病院で運営している保育施設となっております。

27ページは、就学前児童の保育所等の入所状況ということで、各歳児別に認可保育所、認可外保育施設、幼稚園の入所状況を載せております。これを見ますと、4歳・5歳の子どもでいえば、ほとんどの子どもが認可外保育施設を含む保育所か幼稚園に入所しており、どちらにも入所していない子どもは、全体の2~3%という状況になっております。参考までに、幼稚園の入所状況ということで、市内には、民間の幼稚園が16か所あり、定員1,865人に対して、5月1日現在の入所児童数は1,333人で、入所率は71.5%となっております。

28ページは、A3横の位置図になりますが、認可保育所と認可外保育施設の位置図

ということで、市内20か所の認可保育所と、事業所内保育施設と院内保育施設を除く認可外保育施設7か所の位置を載せております。認可保育所はピンクのマーカで、認可外保育施設は青のマーカで、真栄保育所の建設地はオレンジのマーカで色分けしております。

29ページは、小樽市におけます出生数及び人口の推移ということで、昭和24年から平成19年まで載せております。出生数は1月から12月までの計、人口は9月末時点の人口を基本としており、それぞれ対前年比を載せております。出生数、人口とも減少してきている状況にあります。今年の8月末までの出生数は487人となっており、このままで推移いたしますと、昨年の出生数を上回るのも難しい状況であります。

30ページは、出生率及び合計特殊出生率の推移ということで、全国、北海道、小樽市の数値を並べております。表にブランクがあるのは、統計の集計数値がないですとかあるいは公表されていないものですので、御了承ください。出生率、合計特殊出生率とも、本市の場合は全国、北海道と比較して、低い状況にあるということになります。

31ページは、年齢別の未婚率の推移ということで、昭和55年から平成17年まで、5年毎の国勢調査によります数字を男女別の20歳～24歳、25歳～29歳、30歳～34歳の年齢層別に載せております。男女の各年齢層とも、未婚率が高くなってきております。下の折れ線グラフで比較を見ていただきたいと思います。

32ページは、生涯未婚率の推移ということで、昭和55年から平成17年まで、5年毎の国勢調査によります数字を全国、北海道、小樽市の数値を並べております。これを見ますと、全国、北海道、小樽市とも年々未婚率は高くなってきており、本市の場合、全国、北海道と比較しても高い状況にあるということが言えると思います。下の折れ線グラフで比較を見ていただきたいと思います。

33ページは、小樽市の3区分人口の推移ということで、3区分とは人口を年齢別に0歳～14歳を「年少人口」、15歳～64歳を「生産年齢人口」、65歳以上を「老年人口」の3つに分ける人口統計上の手法ですが、下の注釈にもありますが、5年毎の国勢調査、あるいは、住民基本台帳に基づいております。総人口が減少していく中で、年少人口、生産年齢人口が減少しておりますが、逆に65歳以上の老年人口は増えており、総人口に占める老年人口の割合、いわゆる高齢化率が年々高くなっております。

34ページは、今年の7月末の各町別の3区分人口の表で、35ページは、34ページの表をグラフにしたものです。それぞれの町単位の3区分別構成を見ながら、人口比較を見るようになっております。

36ページは、これも今年の7月現在の町別の0歳～5歳人口の表で、37ページは、36ページの表をグラフにしたものです。それぞれの町単位の0歳～5歳別構成を見ながら、人口比較を見るようになっております。

38ページは、今年の7月末の地区別の0歳～5歳人口の分布ということで、右上の方に注釈がありますが、市内を18地区に区分するという国勢調査などの統計区に準じまして、地区区分に町を分けて、現在の0歳～5歳人口をグラフにしたものです。小樽市の行政区域をイメージしながら、地域的な配置を含めて0歳～5歳人口の分布を見ていただければと思います。

39ページは、人口の将来見通しについてということで、この人口の将来推計については、確定的なものはなかなか難しく、あくまでも推計ということで御理解いただきたいと思います。今回の推計は、財団法人統計情報研究開発センターが平成12年と平成

17年におけます国勢調査の男女、年齢5歳階級別人口を用いて、コーホート変化率法と呼ばれる方法を用いて推計を行った数値を載せております。本市の将来人口は、平成37年には100,588人、平成47年には78,601人まで減少するという予測がでております。0歳～5歳人口の推計については、財団法人統計情報研究開発センターの推計が5歳毎で、0歳～4歳、5歳～9歳の数字しかないものですから、0歳～5歳の人口推計は、その数字を基に市で推計したものですので、参考数値として考えていただければと思います。

40ページは、年齢別3区分人口の推移で、人数と比率をそれぞれグラフにしたものです。

以上、大変簡単ですが、資料1の説明とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。事務局より説明がありました点について何か御質問、御意見はございますか。

委員長 すぐには答えが出ないかもしれませんが、38ページに18の地域に区分けしたものがあって、0歳から5歳までの人口分布が棒グラフになっておりますが、これに対応した形で認可、認可外を含めて、保育所は配置されていないのですね。

桜、望洋台が1番多いのですが、ここに他の少ない地域に比べて保育所や幼稚園がたくさんあるかということそういうわけではないですよ。

事務局 そうです。

委員長 ニーズのある所に必ずしも供給があるわけではないという状況になっているということですね。現状では。

事務局 桜、望洋台方面の保育所は、認可でさくら、新光、若竹、認可外でみのりがありますが、保育所としては3か所になります。

委員長 皆さんにお聞きしますが、保護者のニーズとしては、自宅の近くに保育所があるのがいいのか職場の近くにあるのがいいのか、どちらを希望されると思いますか。

委員 職場の近くの方が多いと思います。

委員長 市内中心地にあった方がいいということですね。

委員 勤務時間と保育時間の心配があるので、例えば勤務が5時40分に終われば、6時にまでに保育所へ行けますが、そこから自宅に帰るまでの時間を考えると保育所の終わりの時間に間に合わないことになるので、勤務先に近くを希望されるのではないかと思います。

委員長 子どもの数とあまり関係がなくて、むしろ職場の近くでいいとなれば、市内中心部に多少集中的にあっても大きな問題はないということですね。他に説明を聞いて御意見等ございますか。

委員 地域と保育所の数のお話がありましたが、保育所が必要か必要でないかというのは、子どもの数ではなくて地域に1つしかないところは中心部だけではなくて必要になると思います。たくさん子どもがいる所だけではなくて、地域に必要な方もいるという面もあると思います。

委員 私も20年位前ですが、子どもを保育所に預けてずっと仕事をしてきましたが、働いているお母さんは仕事が基本で、子育てはもちろん大事なことです。まず、職場に迷惑をかけないということがあると思います。日中に何かあった時に迎えに行くこともあります。例えば熱を出したから来てくださいと言われた時に、すぐに行ける保育所でないといけないと思います。それと職場が終わって迎えに行き買い物をすると帰るという順序なんです。ですから、家の近くにあると一回家まで行って、またスーパーに戻って、また帰るといった時間的なロスがあるんです。ですから、なるべくお母さんの時間のロスをなくして負担のかからないような配置がいいのかなと思います。

委員 認可の保育士の定員のことで、今すごく子どもが手がかかるとか子どもが荒れた状態になっています。もちろん小学校でも幼稚園でも保育所でも、一人ひとりに手厚く言葉かけや保育をしていかなければならないということで、法の定義を見ると定員が多いですが、そういう部分では小規模の保育所がこれから求められており、きめ細かさというのが、すごく大切になると思います。そういうような点から保育所の在り方を検討していけたらいいなと思います。

委員 資料については、特に質問等はないのですが、この会議自体が何を話し合う場なのか見えていない、説明にありました総合的に検討を行うという表現ですので、今何の議題について話をしているかが、見えてこないということです。実際に市の方でこういった委員会を設けるに当たっては、事務局側、市の方で例えば予算の関係であれば上がるのか下がるのか、サービスを上げるにはお金もかかるでしょうから、皆様方の御負担を増やす方向だという検討があるとか、ある程度討議してもらいたい内容、パーツがあるかと思うんですね。運営側の立場でのお話ですか子どもを預ける立場での個別の感想は述べることはできると思いますが、感想を出していただくだけでは話がまとまりづらいかなと思います。今回は、初回ということで資料についての質問は特にないと思いますが、現状を把握した上でそれぞれ何の議題について持ち寄るものなのか与えられたものに対して意見を述べるものなのかそちらをはっきりしていただければと思います。

委員長 その点については、後から説明があると思います。

委員 ここには、具体的な形では載っていないですけども、御承知の方もいるかと思いますが、今、認定こども園という新しいパターンの施設がありまして、学校法人でも具体的に動いているところもあると承知しております。今後、この会議自体の進み方もあると思いますが、在り方の検討という本質的な話もあると思いますし、市立の保育所をどうしますかという問題もあるので、本質論と現実論とをどう折り合いをつけていくのが、非常に大きな問題だと思っております。

委員 今まで説明を受けました。39ページの人口の将来見通しで、平成47年の小樽市の推定人口が8万人を切ってしまうという数字を見せられまして、大きなショックを受けて唖然としております。言葉を失ったといいますか保育所の在り方を検討するより小樽市の人口をどうするかを検討委員会に切り替えた方がいいのではないかと思います。

委員 平成47年の人数を見て、今後、保育所がどのように運営されていくのか不安に思いました。

委員長 小樽市のおかれている現状、幼少人口の推移等々など、情報を共有していきたいと思っております。続きまして、資料2の説明を事務局からお願いします。

それでは、資料2 関係法令、条例等について説明させていただきます。

1 ページから 22 ページまでが、児童福祉法の保育所に関する条項を抜粋したものであります。後ほど、御一読いただきたいと思っております。

23 ページから 33 ページまでが児童福祉施設最低基準ということで、その部分の保育所に関する条項を抜粋したものであります。これについても、後ほど、御一読願いたいと思っております。

34 ページから 40 ページまでは、先ほど認定子ども園のお話がありましたけれども、就学前の子どもに関する教育、保全等の総合的な提供の推進に関する法律についてです。

この法律は、平成18年に制定され、幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育、保育、子育て支援の総合的な提供を推進するために、都道府県知事による認定制度を設けるのとその認定施設の特例措置を講ずるために制定された法律で、この認定施設が認定子ども園と言われているものです。認定子ども園には、4つのタイプがありまして、幼保連携型といひまして、認可幼稚園と認可保育所が連携するタイプ、幼稚園型と呼ばれる認可幼稚園が保育所的な機能を備えるタイプ、保育所型と呼ばれる認可保育所が幼稚園的な機能を備えるタイプ、地方裁量型と呼ばれる幼稚園、保育所のいずれの認可もない地域で、教育保育施設が認定子ども園として必要な機能を果たすタイプという4つのタイプがあります。

この認定子ども園は、今年の4月1日現在で、全国で229か所、北海道では16か所ということで、国は当初この法律を制定したときには、1年で2,000か所という目標を立てましたが、現実的には1割程度ということで、小樽市では、1か所も認定子ども園というのはありません。

北海道の方で、認定の条例、規則がありますが、ここには付けておりませんので、認定子ども園の詳しい状況やわかりやすい資料など、必要であれば次回にお示しいと思っております。法律だけ見ても、わかりづらいと思っておりますので、必要であれば、わかりやすいパンフレットのなものもありますので、次回にでもお示しいと思っております。

41 ページは、小樽市児童福祉施設条例で、この条例は、児童福祉施設を設置するというので、42 ページの別表に市立保育所6か所の名称と位置を規定しております。

43 ページ、44 ページは、小樽市児童福祉施設条例施行規則で、保育所の定員、職員、職務、保育時間、休所日、開設時間等を規定しております。

45 ページは、小樽市保育の実施に関する条例で、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、保育の実施基準、保育所に入所できる基準を規定しております。

46 ページから 55 ページまで、最後ですけれども、小樽市児童福祉法施行細則で、保育所の申込方法や保育料、規則上は保育費負担金といひますが、この金額などを規定しております。53 ページを見ていただきたいのですが、53 ページの保育費負担金額表というのが、小樽市の現在の保育料の金額です。右側の保育費負担金額が、3歳児未満の場合、3歳児以上の場合と2つありまして、若干3歳未満児の方が高くなっております。金額が2段書きになっておりますが、上段が1人目の金額で、下段の金額は、2人目のお子さんの金額で、そして3人目以降は無料ということになっております。

世帯の階層区分がAからD12までありまして、前年の所得税額等によって区分が違いますが、仮にD6、前年の所得税額が80,000円以上103,000円未満の世帯で、4歳と1歳のお子さんを入所させた場合、保育料がいくらになるかといひますと、1人目が4歳ということで3歳児以上ですので、上段の32,800円、2人目

が1歳のお子さんですと、3歳未満児の下段の数字、21,750円の合計額の54,550円が保育料になるという表で、それぞれの所得税の額によりまして階層が分かれておりまして、この中で当てはまる金額を納めていただくことになっております。

資料2の説明は以上です。

委員長           ありがとうございます。資料1と合わせまして、今説明のありました資料2を通して御質問等はございますか。

委員             43ページで、保育時間は今、5時20分までなのですか。

事務局           43ページの小樽市児童福祉施設条例施行規則第8条の保育時間は、5時20分となっておりますが、現在は午後6時までで、入所申込の案内にも午後6時までとなっております。

委員長           ほかに御質問等はございませんか。なければ、議題4、次期会議の日程と予定されている議題について、事務局から説明をお願いします。

事務局           次回の会議の内容ですが、資料1の5ページの検討委員会のスケジュールにありますように、今回は現在の本市の保育所における議題や検討事項の洗い出しを予定しております。先ほど、この委員会の方向性について御意見がございましたが、基本的には、この委員会は、市の方から課題などをお示しをして、これについて皆様の御意見を伺うのではなくて、課題の洗い出しなども含めまして、委員の皆様にご自由に御意見をいただきまして、御議論いただきたいと思っております。必要な資料等がありましたら、随時、お示ししていきたいと考えております。

                  次回の会議の日程については、11月中旬頃を考えております。

委員長           前の真栄保育所の民間移譲のときは、私も委員でいましたが、論点が絞られており、わかりやすかったのですが、今回の場合は、遠い将来を見据えた形での保育所の在り方ということです。今、説明があったとおり、子どもの数が激減していく中で、現状の保育所数を維持することが妥当かどうかあるいは減らした方が良いとすればどこを減らすのか官なのか民なのかあるいは地域的な問題なのかということをお私たちの立場から市の方に言っていくことになっていくのではないかと思います。そこで、皆さん方の立場から忌たんのない御意見、様々な御意見を出していただき、何らかの成案を出して、市の方にこの在り方検討委員会としては、こういう方向性で保育所を考えていったらどうかといった青写真を示していきたいと考えております。

                  次に、今回は11月中旬以降ということで、会議の開催時間についてですが、本日は午後6時からとしましたが、もっと早い時間で構わないとなれば、もう少し早いし時間、午後4時とか3時から始めますし、仕事の関係上、午後6時からが良いということであれば本日のとおり午後6時からにしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

委員             できるだけ早い方がいいです。

委員長           早いと困るという方はいらっしゃいますか。

委員             仕事に支障がないのは、午後3時半以降です。

委員長           午後4時からでしたら、大丈夫ですか。曜日によっても違うと思いますが、会議を午

後4時からとした場合に、11月中旬以降ということで、11月17日から21日の間でどうでしょうか。

事務局 日程調整表に ×をつけていただき、事務局に御連絡いただきまして、調整させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長 11月17日から21日までの期間で、午後4時から1時間半から2時間程度で、御都合を書いてください。どうしても合わないときは、仕切り直して時間を変更するか、1週間ずらすなど考えてみたいと思います。今日、提出できる方は、事務局に提出してください。すぐにわからない方は、後日、事務局に連絡をお願いします。

それでは、次回の委員会はこの日程の中で、皆さんの一番合う日を選んで設定したいと思います。日程と会場については、事務局で調整の上、皆さんに連絡してください。

事務局 調整いたしまして、なるべく早めに御案内したいと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長 次回の委員会では、課題と検討事項の洗い出しということが資料に書かれておりますので、それぞれ資料を基に整理しておいていただきたいと思います。

以上、本日予定しておりました議題はすべて終了いたしましたけれども、最後に何か御意見、御質問のある方はいらっしゃいますか。

委員 保育所を訪問して現状を聞きたいと思いますが、訪問して勉強することは構わないですか。現場を見て、現場の方の意見とかを聞いて、いろいろ勉強したいと思っています。

委員長 保育所や幼稚園を訪問したいということですが、一般市民の方の訪問はできるのですか。

事務局 訪問することは可能です。

委員長 真栄保育所が新しくなるということで、それは皆さんと一緒に見たいと考えております。その他何かございますでしょうか。

事務局 最後に確認ですが、先ほどこの委員会の公開についてお話しさせていただきましたが、今回、委員名簿と設置要綱、あと今日の会議録ですが、委員の個人名を出さない形で概略として、市のホームページに公開していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長 よろしいですか。差し支えのある方はいらっしゃいますか。

(各委員 「了承」)

委員長 ほかに、委員の方、事務局から何かありますか。なければ、本日はこれで終了したいと思います。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

(以上)

